

令和6年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(9 月 9 日 提 案 分)

神 奈 川 県

目 次

ページ

1	令和6年第3回神奈川県議会定例会（9月9日提案分）提出議案件数調	1
2	令和6年度9月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和6年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書	2
(2)	令和6年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書	2
3	令和5年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について	3
4	令和6年度一般会計9月補正予算繰越明許費について【政策局関係】	4
5	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	5
6	令和6年度一般会計9月補正予算歳出の事業【総務局関係】	6
7	令和6年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【総務局関係】	7
8	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	8
9	令和6年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】	9
10	武道館の指定管理者の指定の概要【文化スポーツ観光局】	10
11	令和6年度一般会計9月補正予算歳出の事業【環境農政局関係】	11
12	令和6年度一般会計9月補正予算継続費について【環境農政局関係】	12
13	神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局】	13
14	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局】	14
15	令和6年度一般会計9月補正予算歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】	15
16	令和6年度一般会計9月補正予算継続費について【福祉子どもみらい局関係】	16
17	令和6年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【福祉子どもみらい局関係】	17
18	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	18
19	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	20
20	令和6年度一般会計9月補正予算継続費について【健康医療局関係】	22
21	令和6年度一般会計9月補正予算歳出の事業【産業労働局関係】	23
22	令和6年度中小企業資金会計9月補正予算の内容【産業労働局関係】	24
23	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の概要【県土整備局】	26
24	土採取規制条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	27

25	神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	28
26	都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事（その2） 請負契約の内容【県土整備局】	29
27	令和6年度一般会計9月補正予算繰越明許費について【教育委員会関係】	30
28	向の岡工業高校実習棟他新築工事（建築—第1工区）請負契約の内容【教育委員会】	31
29	動産の取得の内容【教育委員会】	32
30	令和6年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】	33

1 令和6年第3回神奈川県議会定例会（9月9日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	1
企 業 会 計	—
合 計	2

(2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 制 定	1
条 例 の 改 正	8
工 事 請 負 契 約 の 締 結	2
動 産 の 取 得	1
指 定 管 理 者 の 指 定	1
決 算 の 認 定 (公営企業及び流域下水道事業決算)	1
合 計	14

2 令和6年度9月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,116,738,740	164,103	2,116,902,843
特 別 会 計	2,246,937,608	200,000	2,247,137,608
企 業 会 計	160,320,680	—	160,320,680
合 計	4,523,997,028	364,103	4,524,361,131

(参考) 前年度(令和5年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	9月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,283,371,121	11,661,161	2,295,032,282
特 別 会 計	2,256,178,763	—	2,256,178,763
企 業 会 計	163,885,463	—	163,885,463
合 計	4,703,435,347	11,661,161	4,715,096,508

(1) 令和6年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考	
		国 庫 支出金	分担金 及び 負担金	使用料 及び 手数料	財 産 収 入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一 般 財 源		
総 務 局	33,000										33,000	
環境農政局	4,000										4,000	
福祉子ども みらい局	27,103	34,649						△ 28,000			20,454	
産業労働局	100,000										100,000	
合 計	164,103	34,649						△ 28,000			157,454	繰越金 157,454

(2) 令和6年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書

(単位 千円)

会 計 名	予 算 額	財 源 内 訳									備 考	
		国 庫 支出金	分担金 及び 負担金	使用料 及び 手数料	財 産 収 入	繰入金	事 業 収 入	諸収入	県 債	繰 越 金		
中小企業 資金会計	200,000					100,000				100,000		
合 計	200,000					100,000				100,000		

【議案（条例その他） 認第1号】

3 令和5年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について

令和5年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求めるものである。

【議案（予算） 定県第83号議案】

4 令和6年度一般会計9月補正予算繰越明許費について【政策局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			213,629
	1 政策費		213,629
		ヘルスケア・ニューフロンティア推進事業費	213,629
政策局計			213,629

5 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、1法人を新たに加え、2法人の控除対象期間を更新するほか、指定取消の申出があった1法人を削除するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和6年11月1日。ただし、控除対象期間の更新以外については、公布の日。

6 令和6年度一般会計9月補正予算歳出の事業【総務局関係】

2 款 総務費 6 項 総務管理費

一部(新)・ 行政情報化推進費 33,000千円

大規模災害時における職員の意思決定や作業を支援するため、発災時に収集される膨大な情報を整理・分析するAI機能をデータ統合連携基盤(※)に追加する。

※ データ統合連携基盤：分野横断的な政策立案等に活用するため、多様なデータを収集・蓄積するシステム

7 令和6年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【総務局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
職員研修業務委託 事業費	千円	前年度末 までの支出 (見込)額		千円	特定 財源	国庫支出金	千円
	503,796			-		県 債	-
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和6年度 ～ 令和10年度	503,796		そ の 他	-
				一般財源		503,796	

8 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部改正に伴い、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の設置目的を変更するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の設置目的に規定している諮問事項について、神奈川県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）の規定による事業活動温暖化対策計画書等の内容の改善を求めることを、条例に基づく事業活動温暖化対策計画書に係る実績報告書等の評価や、地球温暖化対策の推進等に関する重要事項等に改める。

（別表関係）

イ 同審査会の設置目的に意見を建議する規定を追加するため、「報告する」を「報告し、又は意見を建議する」に改める。（別表関係）

(3) 施行期日

令和7年4月1日

9 令和6年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
武道館指定管理費	千円 244,500	前年度末までの支出(見込)額		千円 -	特定財源	国庫支出金	千円 -
						県 債	-
	244,500	当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和11年度	244,500		そ の 他	15,245
						一般財源	229,255

10 武道館の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立武道館条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	武道館
イ 指定管理者	
(ア) 名称	シンコースポーツ株式会社
(イ) 主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番 1号
ウ 指定期間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

11 令和6年度一般会計9月補正予算歳出の事業【環境農政局関係】

7款 農林水産業費 1項 農業費

①・ 国際園芸博覧会出展事業費 4,000千円

GREEN×EXPO 2027への出展に向けて、庭園や展示施設の設計及び工事を実施するとともに、屋外演出及び屋内展示の企画・制作を行う。

12 令和6年度一般会計9月補正予算継続費について【環境農政局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(追加)

款 項 事業名	全 体 計 画					前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降の支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
	年度	年割額	左の財源内訳									一般財源
			特 定 財 源									
国庫支出金	県債	その他	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
7 農林水産業費	6	4,000	-	-	-	4,000	-	-	4,000	4,000	-	0
1 農業費	7	736,000	-	-	-	736,000	-	-	-	-	736,000	-
国際園芸博覧会 出展事業費	8	862,000	-	-	-	862,000	-	-	-	-	862,000	-
計		1,602,000	-	-	-	1,602,000	-	-	4,000	4,000	1,598,000	0

13 神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

事業活動における温室効果ガスの排出削減対策を促進するため、事業者による脱炭素化の取組を県が評価する仕組みを導入するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 事業者による脱炭素化の取組を県が評価する仕組みの導入等

- (ア) 県が、事業者による脱炭素化の取組を評価し、評価結果を公表する仕組みを導入する。（改正後の第16条関係）
- (イ) 提出様式の統廃合等を行う。（第11条、第14条及び第15条関係）
- (ウ) その他所要の規定の整備を行う。（第12条、第13条、第16条、第17条及び第55条関係）

イ その他所要の見直し

- (ア) 事業者の事業所等への実地調査について、県職員等の立入権限に関する規定を設ける。（第17条関係）
- (イ) 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会について、(2)ア(ア)の評価を行う場合に意見を聴取するなど、その所掌事項を見直す。（改正後の第54条関係）
- (ウ) 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録に係る規定を削除する。（第49条～第52条関係）
- (エ) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理する。（第8条関係）
- (オ) その他所要の規定の整備を行う。（目次、第53条、第54条、第56条、第57条、第59条及び第60条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

この条例の施行の日前に、改正前の条例に規定する事業活動温暖化対策計画書を提出した場合における改正前の条例（第2章第2節及び第55条に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

14 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和5年度に行った条例の見直しに伴い、化学物質対策に関する報告制度の手続きの合理化を図るとともに、事業所からの化学物質の漏えい等防止を図るため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 化学物質管理目標報告制度の合理化

報告を求める内容を、第一種指定化学物質の名称、取扱量、用途、管理目標、目標達成状況から、第一種指定化学物質の名称、取扱量、用途のみに改める。（第42条関係）

イ 化学物質自主管理状況報告制度の合理化

指定事業所（公害発生の蓋然性の高い事業所）に3年に1度報告を求めているが、化学物質の使用等がない指定事業所については、初回の報告以後、新たに使用等するまでの間、報告義務を課さないこととする。（第42条の3関係）

ウ 化学物質管理計画書の作成等の義務化

第一種指定化学物質を適正に管理するための措置を記載した管理計画書の作成等を、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の対象事業者に義務付ける。（改正後の第42条の4関係）

エ その他所要の規定の整備（目次、第110条の2関係）

(3) 施行期日

令和7年4月1日

15 令和6年度一般会計9月補正予算歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】

(1) 4款 民生費 2項 障害福祉費

一部(新)・ 障害者総合支援法等施行事務費 14,829千円

国が開発したPMH (Public Medical Hub) (※) への接続を行うため、精神通院医療業務システムを再構築し、運用する。

※ PMH：介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療助成などに係る情報を自治体や医療機関、対象者間で連携するシステム

(2) 4款 民生費 3項 老人福祉費

・ 民間老人福祉施設整備費補助 16,874千円

災害時における高齢者施設の機能を維持するため、非常用自家発電設備等の整備を行う事業者に対して補助する。

(3) 4款 民生費 4項 生活保護費

一部(新)・ 生活保護法施行事務費 23,400千円

令和4年10月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムに移行するため、生活保護システムを再構築し、運用する。

(4) 4款 民生費 5項 児童福祉費

・ 大和綾瀬地域児童相談所移転工事費 △28,000千円

大和綾瀬地域児童相談所（綾瀬市深谷中）移転工事について、工期延伸に対応するため、既設定の継続費を変更する。

16 令和6年度一般会計9月補正予算継続費について【福祉子どもみらい局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

款 項 事業名	全 体 計 画						前前年 度末 までの 支出額	前年度 末まで の支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 まで の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継続 費の 総額 に対 する 進捗 率	
	年度	区分	年割額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
				特 定 財 源									
				国 庫 支出金	県 債	その他							
4 民生費			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
5 児童福祉費 大和綾瀬地域児童相談所移転工事費	5	補正前額	23,000	-	-	-	23,000						
		補正額	-	-	-	-	-	-	9,594	-	9,594	-	2
		補正後額	23,000	-	-	-	-	23,000					
6	補正前額	564,000	-	197,000	164,100	202,900							
	補正額	△28,000	-	-	△28,000	-	-	-	549,406	549,406	-	93	
	補正後額	536,000	-	197,000	136,100	202,900							
7	補正前額	-	-	-	-	-							
	補正額	28,000	-	-	28,000	-	-	-	-	28,000	-		
	補正後額	28,000	-	-	28,000	-							
計	補正前額	587,000	-	197,000	164,100	225,900							
	補正額	-	-	-	-	-	-	9,594	549,406	559,000	28,000	95	
	補正後額	587,000	-	197,000	164,100	225,900							

17 令和6年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
精神通院医療業務システム開発運営費	千円 38,365	前年度末までの支出(見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和10年度	38,365		そ の 他	—
		一般財源	38,365				
生活保護総合情報システム開発運営費	208,404	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	89,437
						県 債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和10年度	208,404		そ の 他	—
		一般財源	118,967				

18 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、就労選択支援に関する規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 就労選択支援の創設

(ア) 指定就労選択支援の事業について、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、短期間の生産活動等の機会の提供を通じて、就労に関する適性等の評価等を行うとともに、評価等の結果に基づき、必要な支援を行わなければならないこととする。

(改正後の第161条の2 関係)

(イ) 指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とし、就労選択支援員は、原則として、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならないこと等とする。(改正後の第161条の3 関係)

(ウ) 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないこと等とする。(改正後の第161条の4 関係)

(エ) 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないこととする。(改正後の第161条の5 関係)

(オ) 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならないこととする。

(改正後の第161条の6 関係)

(カ) 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機

会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労するために必要な配慮及び支援等その他の適切な選択のために必要な事項の整理（以下「アセスメント」という。）を行うこととする。

（改正後の第161条の7第1項関係）

- (キ) 就労に関するアセスメントに当たり、障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもってアセスメントの実施に代えることができること等とする。（改正後の第161条の7第2項関係）
- (ク) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。（改正後の第161条の7第3項関係）
- (ケ) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。（改正後の第161条の7第4項関係）
- (コ) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこと等とする。（改正後の第161条の8関係）
- (カ) 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。（改正後の第171条の2関係）
- イ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第2条第3号、第4条第1項、改正後の第161条の9、第185条、第190条、第194条関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日。

19 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、就労選択支援に関する規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 就労選択支援の創設

(ア) 就労選択支援の事業について、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、短期間の生産活動等の機会の提供を通じて、就労に関する適性等の評価等を行うとともに、評価等の結果に基づき、必要な支援を行わなければならないこととする。

(改正後の第60条の2関係)

(イ) 就労選択支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならないこととする。(改正後の第60条の3関係)

(ウ) 就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の数は、就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とし、就労選択支援員は、原則として、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならないこと等とする。(改正後の第60条の4第1項、第2項及び第4項関係)

(エ) 就労選択支援の事業について、就労選択支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないこと等とする。(改正後の第60条の4第1項及び第3項関係)

(オ) 就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないこと等とする。(改正後の第60条の8関係)

(カ) 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の仕事所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有するものでなければならないこととする。(改正後の第60条の5

関係)

- (キ) 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労するために必要な配慮及び支援等その他の適切な選択のために必要な事項の整理（以下「アセスメント」という。）を行うこととする。（第60条の6第1項関係）
 - (ク) 就労に関するアセスメントに当たり、障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができること等とする。（改正後の第60条の6第2項関係）
 - (ケ) 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。（改正後の第60条の6第3項関係）
 - (コ) 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。（改正後の第60条の6第4項関係）
 - (カ) 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこと等とする。（改正後の第60条の7関係）
 - (シ) 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。（改正後の第68条の2関係）
- イ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第3条、第14条第8項、第84条、第87条関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日。

20 令和6年度一般会計9月補正予算継続費について【健康医療局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年 度	区 分	年 割 額	左の財源内訳									一 般 財 源
				特 定 財 源									
				国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他							
5 衛生費		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
3 保健所費 平塚保健福祉事 務所秦野セン ター新築工事費		補正前 の額	122,000	-	91,000	-	31,000						
	5	補正 の額	-	-	-	-	-	-	52,800	-	52,800	-	4
		補正後 の額	122,000	-	91,000	-	31,000						
6		補正前 の額	1,094,000	-	820,000	-	274,000						
		補正 の額	-	-	-	-	-	-	-	1,163,200	1,163,200	-	85
		補正後 の額	1,094,000	-	820,000	-	274,000						
7		補正前 の額	-	-	-	-	-						
		補正 の額	30,000	-	-	-	30,000				30,000	-	
		補正後 の額	30,000	-	-	-	30,000						
8		補正前 の額	-	-	-	-	-						
		補正 の額	123,000	-	-	-	123,000				123,000	-	
		補正後 の額	123,000	-	-	-	123,000						
計		補正前 の額	1,216,000	-	911,000	-	305,000						
		補正 の額	153,000	-	-	-	153,000	-	52,800	1,163,200	1,216,000	153,000	89
		補正後 の額	1,369,000	-	911,000	-	458,000						

21 令和6年度一般会計9月補正予算歳出の事業【産業労働局関係】

8款 商工費 3項 商工金融費

- ・ 中小企業資金会計繰出金 100,000千円

県内小規模企業者等の設備投資意欲の増加に対応するため、公益財団法人神奈川産業振興センターが行う小規模企業者等設備貸与事業の財源として一般会計から中小企業資金会計に繰り出す。

22 令和6年度中小企業資金会計9月補正予算の内容【産業労働局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 中小企業資金収入	1,544,381	200,000	1,744,381

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 中小企業資金	1,544,381	200,000	1,744,381	—	100,000	100,000	—

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
一般会計繰入金	267,669	100,000	367,669	
県債	250,000	100,000	350,000	

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金	500,000	200,000	700,000	小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに
 関する調書 (単位 千円)

区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末現在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
中小企業資金 会計	4,468,468	3,618,386	補正前の額	250,000	602,248	3,366,138
			補 正 額	100,000	—	
			計	350,000	602,248	
1 その他	4,468,468	3,618,386	補正前の額	250,000	602,248	3,366,138
			補 正 額	100,000	—	
			計	350,000	602,248	
(1) 枠外債	4,468,468	3,618,386	補正前の額	250,000	602,248	3,366,138
			補 正 額	100,000	—	
			計	350,000	602,248	

23 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の概要

(1) 制定の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行を踏まえ、特定盛土等規制区域における規制対象規模を強化する規定等に関し、所要の定めを行うものである。

(2) 制定の内容

ア 許可を要する特定盛土等の規模

特定盛土等規制区域の規制対象規模を宅地造成等工事規制区域と同一規模とする。（第1条関係）

イ 手数料の徴収等

許可等の申請に係る手数料及び手数料の減免に関する規定を定める。（第2条、第3条、別表関係）

(3) 施行期日等

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の廃止

この条例の施行に伴い、神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例は、廃止する。

なお、宅地造成等規制法に基づく許可の変更許可申請に係る手数料については、なお従前の例による。

24 土採取規制条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の施行を踏まえ、条例の適用除外に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

法に基づく許可等を受けた工事の中で行われる土の採取をこの条例の適用除外とする。（第14条第4号関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

宅地造成等規制法に基づく許可等を受けた工事の中で行われる土の採取に対するこの条例の適用については、なお従前の例による。

25 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の施行を踏まえ、土砂埋立行為の許可等の規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 法と規制内容が重複する規定を削除する。

(ア) 土砂埋立行為の許可等に関する規定（第8条～第19条、第25条～第26条の3、第30条～第32条関係）

(イ) 土砂搬入禁止区域の指定等に関する規定（第20条～第22条、第32条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第1条、第4条、第23条、第24条、第27条～第29条、第33条～第35条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

改正前の条例に基づく許可を受けて行われている土砂埋立行為等については、なお従前の例による等、所要の経過措置を設ける。

【議案（条例その他） 定県第94号議案】

26 都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事（その2）請負契約の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称 | 都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事（その2） |
| (2) 工 事 場 所 | 小田原市久野～多古地内 |
| (3) 請負契約者名 | 西松・エス・ケイ・ディ特定建設工事共同企業体
代表者 西松建設株式会社横浜営業所
所長 鎌 田 英 毅 |
| (4) 請負契約金額 | 8億2,170万円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和7年8月29日 |

【議案（予算） 定県第83号議案】

27 令和6年度一般会計9月補正予算繰越明許費について【教育委員会関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 教育費			24,900
	5 特別支援学校費		24,900
		特別支援学校施設整備費	24,900
教育委員会計			24,900

【議案（条例その他） 定県第95号議案】

28 向の岡工業高校実習棟他新築工事（建築一第1工区）請負契約の内容

- (1) 工 事 名 称 向の岡工業高校実習棟他新築工事（建築一第1工区）
- (2) 工 事 場 所 川崎市多摩区堰1-28-1
- (3) 請負契約者名 大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体
代表者 大野土建株式会社
代表取締役 大 野 攻
- (4) 請負契約金額 13億697万6,000円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 令和8年2月27日

29 動産の取得の内容

- (1) 品目及び数量 通信機器
494台
- (2) 契約者名 東日本電信電話株式会社
執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子
- (3) 契約金額 3億1,900万円
- (4) 納入期限 令和7年3月31日
- (5) 契約の方法 一般競争入札

30 令和6年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源		千円
警察職員暑熱対策 事業費	千円 178,002	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和6年度 ～ 令和7年度	178,002		そ の 他	-
						一般財源	178,002
運転免許センター キャッシュレス収 納機器整備費	110,616	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和6年度 ～ 令和12年度	110,616		そ の 他	-
						一般財源	110,616